

生産性向上特別措置法に基づく
導入促進基本計画

平成30年6月13日

仁木町・北海道

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(地域の人口構造)

仁木町の総人口は、昭和35年の8,326人をピークに高度経済成長期以降減少を続け、平成30年1月末現在3,332人である(図1)。国立社会保障人口問題研究所による推計では、まちの人口は2040年には2,389人、2060年には2010年度比で43.31%まで減少し、老年人口が生産年齢人口を大きく上回るとされている(図2)。そのため、仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少における課題解決を図るため、元気な産業・雇用支援プロジェクトを重点プロジェクトとの一つとして掲げている。

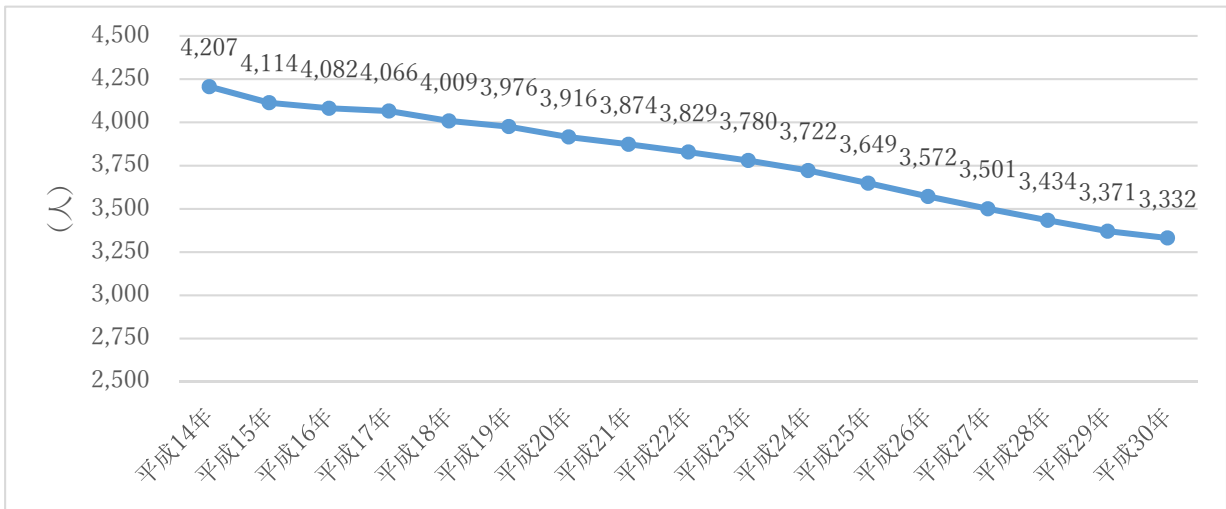


図 1 : 仁木町の人口推移 (住民基本台帳を基に作成)

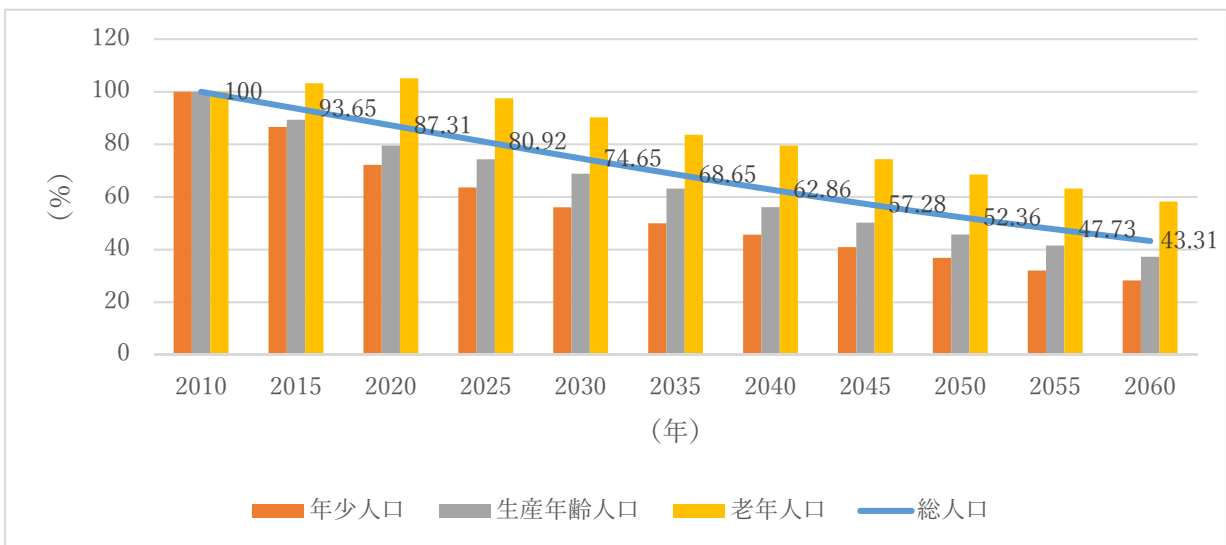


図 2 : 2010年を基準とした際の年齢3区分別人口推計 (社人研による将来人口推計)

(産業構造)

RESAS（2013年）によると、仁木町における全産業の生産額（総額）構成割合は、第1次産業が約70億円（51.7%）、第2次産業が約13億円（17.6%）、第3次産業が約50億円（30.7%）と、農業を基幹産業としている（図3・4）。

一方で、一人当たりの付加価値額に注目してみると、第1次産業が467万円、第2次産業が946万円、第3次産業522万円と、地域内産業の生産額の構成割合と一致しておらず、労働生産性や地域の稼ぐ力を向上させる余地が多分にあることが分かる。（図5）

また、農業基盤が確立されているが、農業への依存度が高い本町の産業構造は、天候等の環境要因に影響される可能性が非常に高く、脆弱な構造と言わざるを得ない。第1次産業を基幹産業としながらも、より高い付加価値額を誇る第2次第3次産業の労働生産性向上を図ることで、盤石な産業構造へと移行していくことが可能となる。また、農業の労働生産性が全国的に見ても高い現状を考えると（図5）、第2次、第3次産業における人材確保はより一層難しく、厳しい事業環境を乗り越えるためにも、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新し、事業者自身の労働生産性が飛躍的に向上するよう支援を行う。それにより、事業拡大や、労働環境の改善が図られ、町内産業の振興、新たな雇用の確保など町の経済活性化、産業構造の強化が見込まれる。

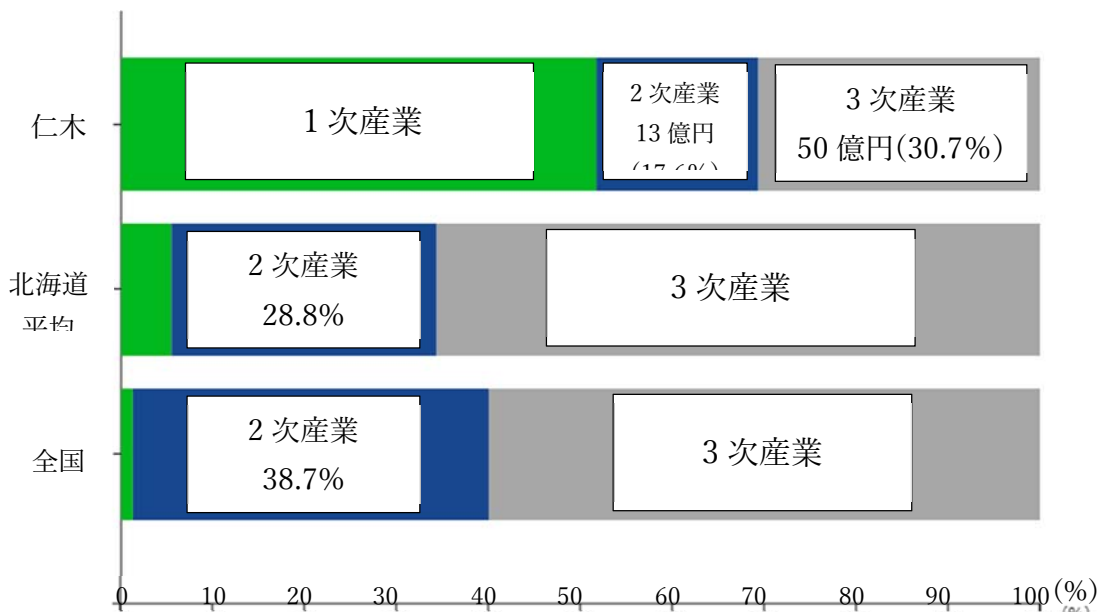


図3：地域内産業の構成割合（生産額（総額））（2013年 RESAS）

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
付加価値額 (一人当たり)	467万円	946万円	522万円
付加価値額 (一人当たり) 順位	110位	501位	1,559位

* 順位は、全国1,719市区町村におけるランキング

図4：仁木町 地域経済循環図（2013年RESAS）

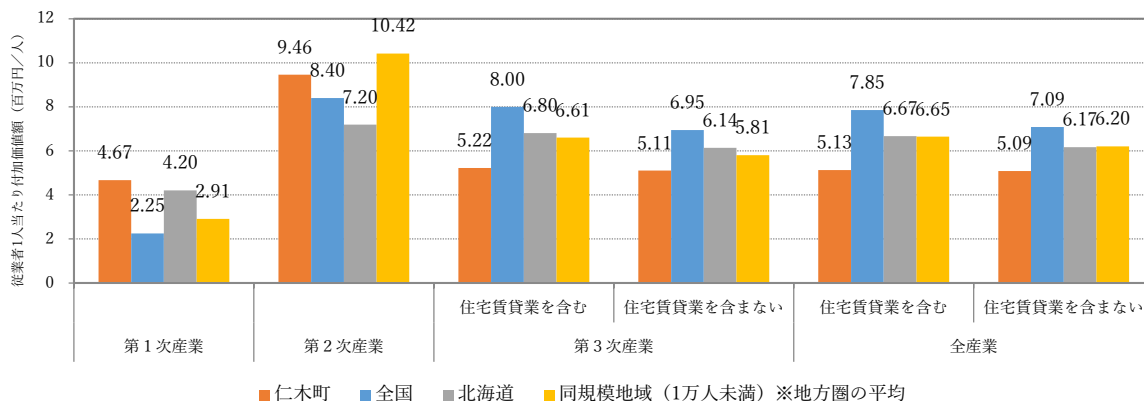


図5：仁木町の産業別労働生産性（地域産業連関表、地域経済計算書を基に作成）

(2) 目標

仁木町内の事業者による労働生産性は北海道内では179市町村中78位、全国では1,719市区町村中926位と、低い傾向がある（図6）。また、町内の雇用者所得は全国平均の半分以下（図7）となっており、優良な雇用の創出が本町における持続可能な発展のために必要不可欠である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者の現状を打破する先端設備等の導入を促進し、中長期的な人材の確保を見越した労働環境の改善が行われるよう支援する。これを実現するため、計画期間中に新たに3件以上の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

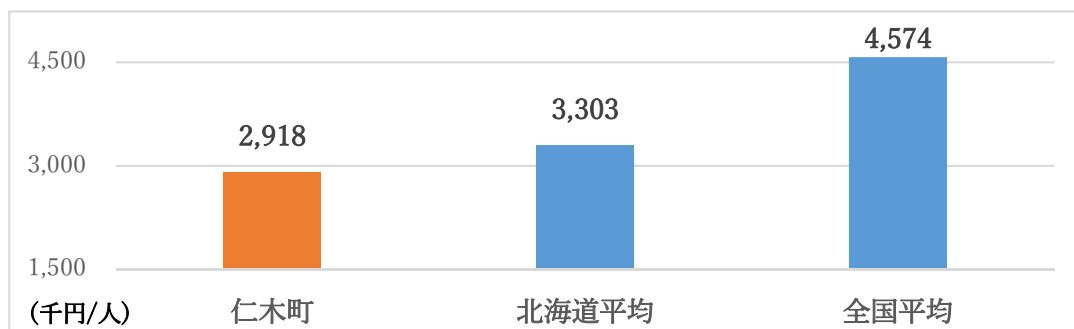
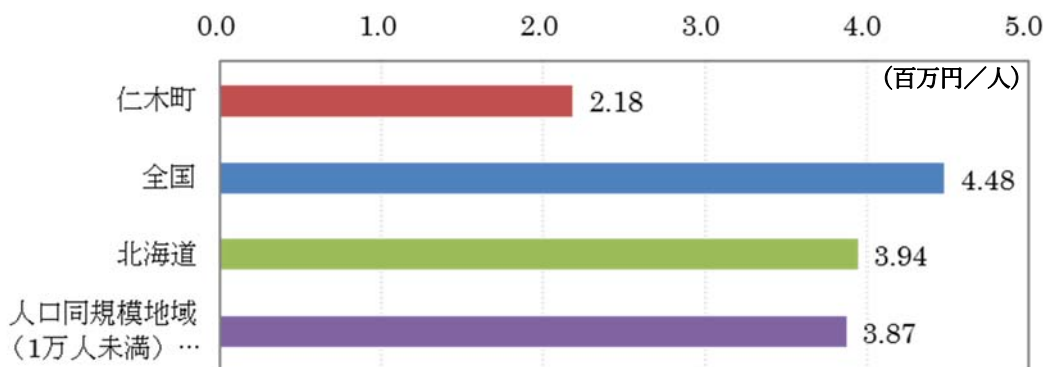


図6：仁木町内の労働生産性（企業単位）（2012年RESAS）



注）雇用者所得は、地域内（域外からの通勤者を含む）の雇用者所得を表す。

図7：従業員1人当たり雇用者所得（2012年REASA）

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定に当たり、労働生産性における目標伸び率は、直近事業年度末を基準年として年平均3%以上とする。5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率とする。

2 先端設備等の種類

町内の企業単位別の労働生産性は、北海道や全国平均と比較して低い現状があり、全産業の振興を図ることが求められる。本計画において、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町に立地するあらゆる中小企業者の支援を行うことで、町内全体の産業の活性化を図ることが可能となるため、本計画において仁木町全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の持続的な発展のためには、第1次産業の付加価値の向上と、第2次産業、第3次産業の労働生産性の向上が不可欠であることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

付加価値の向上や生産性の向上に資する事業は多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 地域の特性の活用

平成27年の国勢調査によると、仁木町における産業別15歳以上就業者数は、総数1,873人に対し、第1次産業が949人(50.7%)、第2次産業が128人(6.8%)、第3次産業が779人(41.6%)と、農業を基幹産業としている。一方で、町内面積の約80%が山林であるため、限られた土地をいかに活用し、本町の強みである農業の多角化を図っていくかが重要となる。ワイナリー事業者の集積が進むなど、

農業経営に適した優良な土地の維持と、景観の美しさを最大化するよう配慮する。

(2) 雇用への配慮

雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 認定等に対する配慮

- ① 健全な地域経済の発展となるよう、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 労働生産性の向上により、労働者の労働環境改善に貢献することが見込まれること。
- ③ 町税を滞納している者は認定の対象としない。
- ④ 仁木町外の中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、仁木町の経済・雇用を支える者のみ認定の対象とする。